

栗東市空き店舗等活用促進事業補助金制度の概要 (案)

1. 目的

栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の減少及び商環境の向上を図るため、予算の範囲内で空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に必要な経費の一部を補助する。

2. 制度期間

平成 30 年度から平成 31 年度まで（2 ヶ年）

3. 対象者

(1). 補助対象指定区域内で新たに店舗を出店したいと考えている方

(2). 栗東市内ですでに店舗を営業している方で、新たに補助対象指定区域内での出店を考えている方

※ 1. 2 いずれも個人または法人（中小企業者）

(3). 補助金の活用を見込む新規出店者が出店を予定している店舗等の所有者の方

※ 入居者がいない状態又は入居者を決定していない状態が原則として 3 箇月以上継続し、店舗として賃貸可能な建物の全部又は一部

(4). 本事業補助金の交付を受けたことがある者でないこと。

4. 対象となる主な業種

小売業、飲食業、サービス業、その他市長が認めた事業（※詳細は要領 P 2 を参照）

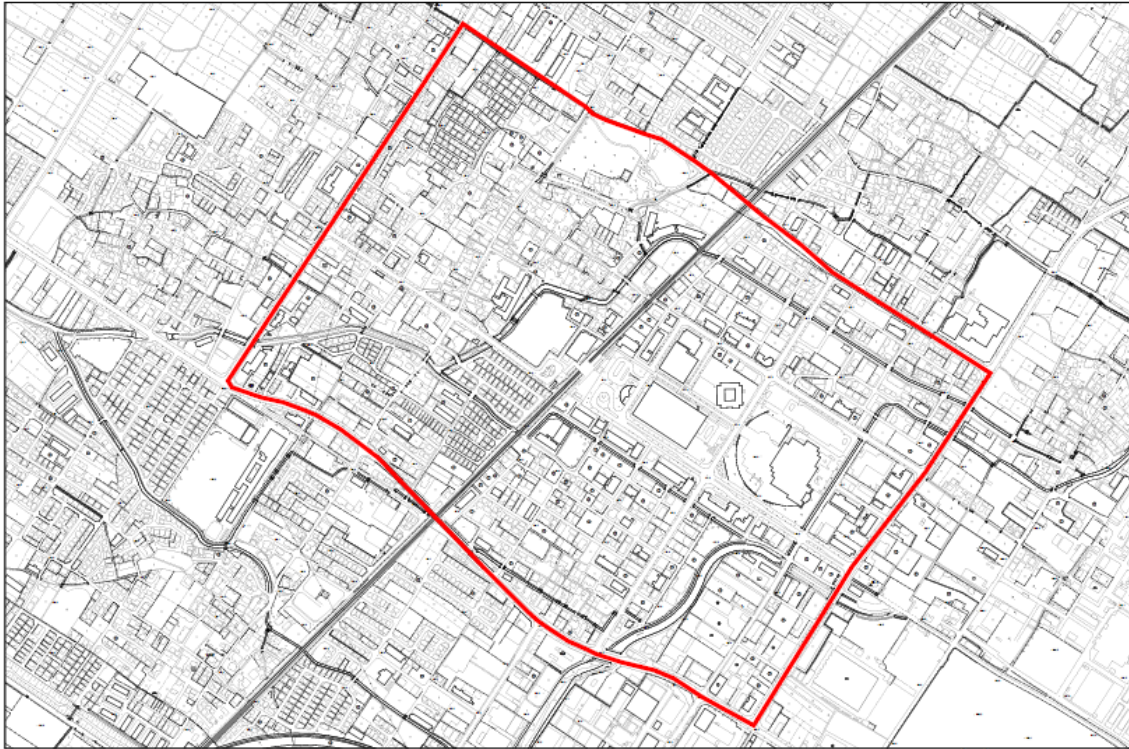
5. 補助内容

補助対象経費	補助対象者	補助率	補助限度額
店舗改装費（内装工事・外装工事・給排水設備工事・電気工事・空調設備工事・附帯設備の設置など） ※設計費や備品費は対象外	新規出店者	5 分の 1 以内	1 5 万円
店舗（来店者用駐車場を含む。）賃借料（保証金・敷金・礼金等の預託金、仲介手数料等を除く）	新規出店者	5 分の 1 以内	月額 5 万円 最長 1 2 カ月
店舗修繕費（当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事、外壁工事、給排水設備工事（床下・建物以外の設備）、電気工事（電線から配電盤までの設備）、空調設備工事費等に係る費用） ※設計費や備品費は対象外	指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者	5 分の 1 以内	1 5 万円

※改装費、修繕費については、市内に事業所を有する者に請け負わせることが対象となります。

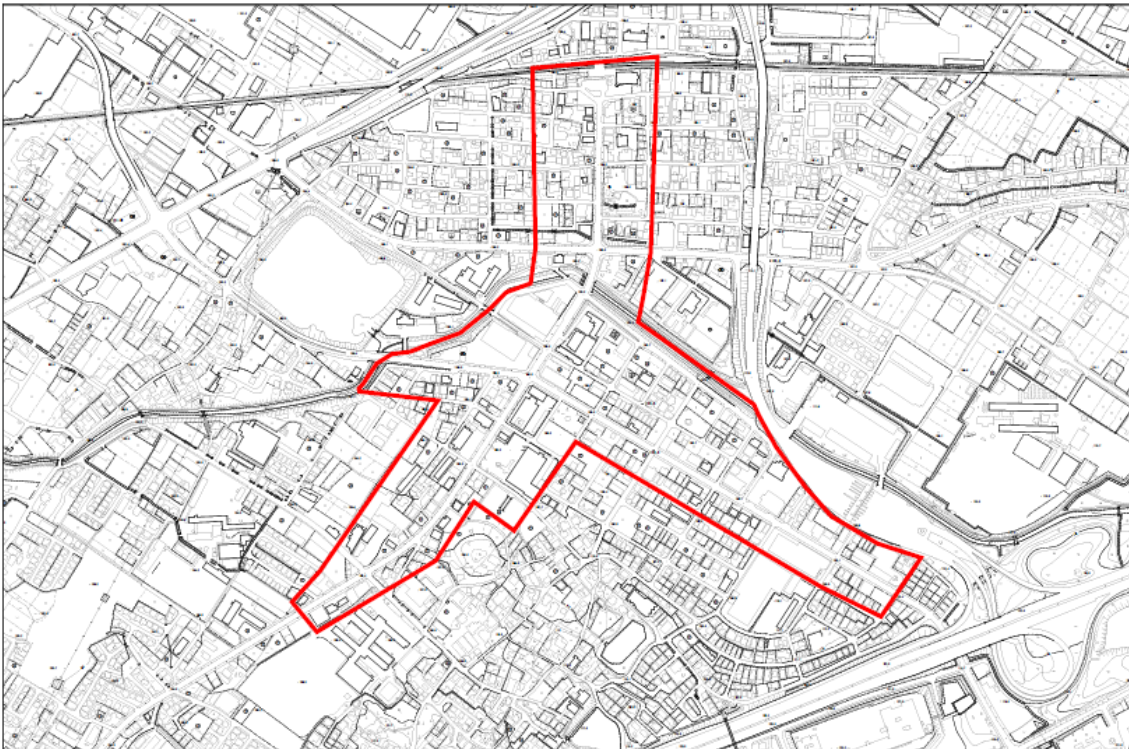
6. 補助対象指定区域

(1). 栗東駅周辺地区 (90.97ha)



※(都)上鉤志那中線、(都)下鉤千代線、(都)大門野尻線、(都)二町播磨田線に囲まれる区域

(2). 手原・安養寺周辺地区 (28.78ha)



※安養寺地区地区計画区域及び(都)手原駅新屋敷線沿道の商業地域（手原駅前）の区域

7. 主な補助対象の要件（※詳細は要領P 6を参照）

- ①. 指定区域内の賑わい創出や地域活性化に関する事業等に積極的に関わる意欲があること。
- ②. 不特定多数の来客が期待できる店舗であること（会員制の店舗でないこと）
- ③. 市内で営業している店舗から指定区域内の空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと
- ④. 週5日以上営業し、かつ通年営業が可能であり、2年以上継続して営業を行う見込みがあること
- ⑤. フランチャイズチェーン方式による営業でないこと
- ⑥. 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがないこと

8. 予算見積の根拠

■平成28年度空きテナント実態調査（店舗分のみ）

地区	空き店舗数	総店舗数	空き店舗率
栗東駅周辺	43件	241件	17.8%
手原・安養寺地区	30件	156件	19.2%

■他の中心市街地等の空き店舗状況

栗東駅周辺	手原・安養寺地区	草津市	守山市	滋賀県	全国
17.8%	19.2%	9.1%	13.25%	10.2%	13.17%

■予算見積

店舗改装費（新規出店者） 150千円×10件＝1,500千円

店舗賃借料（新規出店者） 300千円×10件＝3,000千円

店舗修繕費（店舗所有者） 150千円×10件＝1,500千円

合計6,000千円